

議案第35号

鹿児島県退職手当基金条例制定の件

鹿児島県退職手当基金条例を次のように制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県退職手当基金条例

(設置)

第1条 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）第18条第1項（鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）第10条においてその例によるものとされている場合を含む。）及び鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）第11条第1項の規定に基づく退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため、鹿児島県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する退職手当の支給に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資することを目的として、鹿児島県退職手当基金を設置するため、この条例を制定しようとするものである。